

「地上基幹放送分野に係る 経営力向上に関する指針」の概要について

総務省

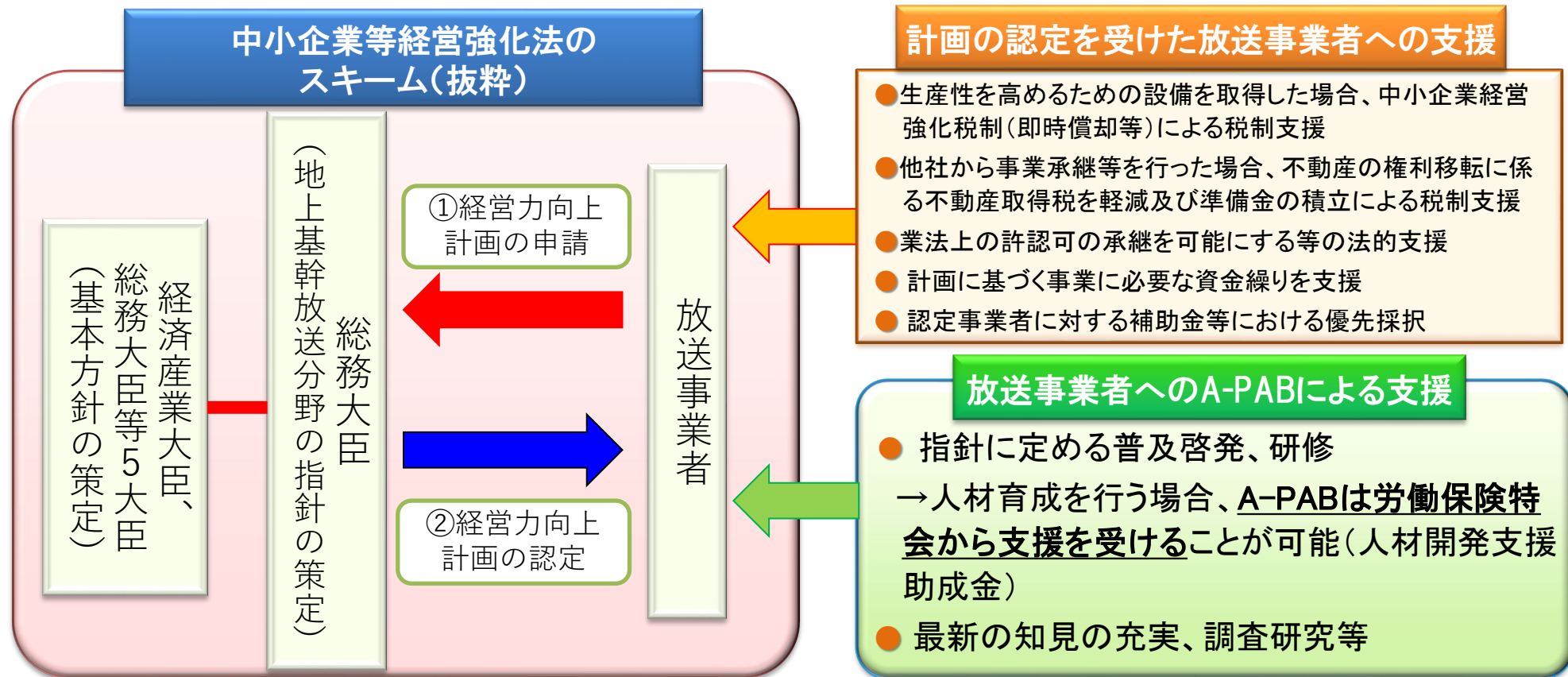
地上基幹放送分野に係る経営力向上の支援（中小企業等経営強化法）

➤ ①事業分野の特性に応じた指針の策定

国は基本方針に基づき、事業分野ごとに生産性向上（「経営力向上」）の方法等を示した事業分野別の指針を策定。総務省は、「地上基幹放送分野に係る経営力向上に関する指針」を策定（平成29年8月28日）。

➤ ②特定事業者等による経営力向上に係る取組の支援

事業分野別指針に沿って、「経営力向上計画」を作成し、国の認定を受けた事業者は、税制や金融支援等の措置を受けることが可能。また、総務省は、一般社団法人放送サービス高度化推進協会（A-PAB）を事業分野別経営力向上推進機関として認定し、同機関による人材育成を支援。

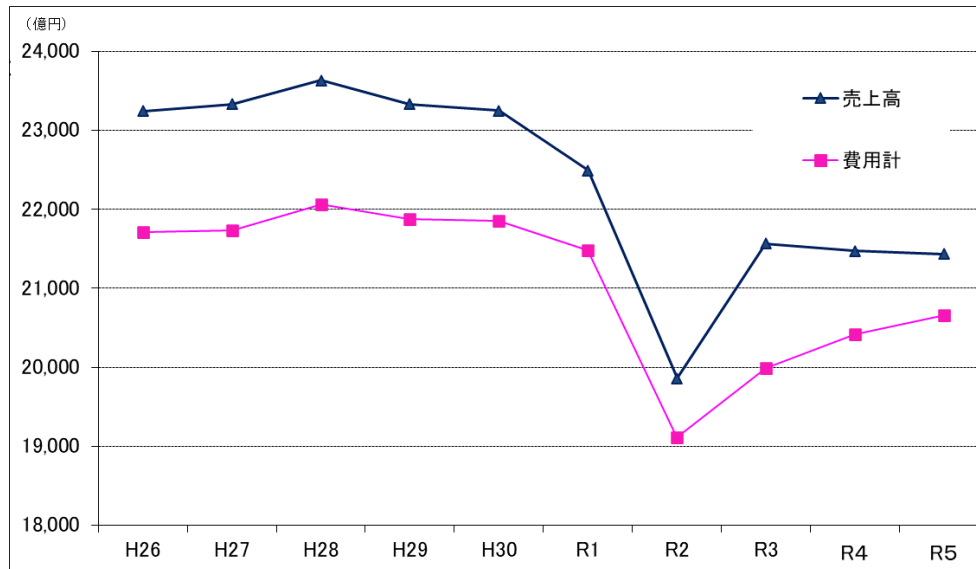


地上基幹放送分野の指針【現状認識・課題・指標】

【現状認識】

- 地上基幹放送等は、我が国の大半の世帯に広く普及する国民生活の重要な情報通信基盤であり、それぞれの地域において、地域情報を流通させる役割を果たしている。
 - 地上基幹放送事業者等の近年の売上高を見ると、令和5年度には約2兆1,582億円と、新型コロナウイルス感染症拡大以前の水準までには達していない。
 - しかし、視聴者の視聴スタイルの変化、若年層を中心としたテレビ・ラジオ離れ、インターネット動画配信サービスの伸張などといった様々な環境の変化に直面しており、地上基幹放送事業者等は速やかにその変化に対応していく必要がある。
- (※) 特に、コミュニティ放送は、放送対象地域が一の市区町村の一部の区域であり、広告料収入のもととなる企業が少なく、令和5年度の平均営業収入は約4,600万円、平均営業損益は約90万円の赤字で、経営基盤が脆弱であるため、経営力向上の観点では、地元の企業や自治体とのより緊密な連携が重要となる。

地上基幹放送事業者の収支状況



(※) コミュニティ放送の数値は含まない。

【業界が抱える課題】

視聴スタイルの変化や、インターネット動画配信サービスの伸張等の環境変化に対応するため、サービス品質を向上させ視聴者を増やし、広告料収入を拡大するとともに、広告料以外の財源を積極的に求めていくことが必要。

指標		計画期間		
		5年	4年	3年
労働生産性	目標伸び率	2%以上	1.5%以上	1%以上
売上高 経常利益率	目標伸び率	5%以上	4%以上	3%以上

地上基幹放送分野の指針【経営力向上の内容】

経営力向上に向けた具体的な取組

イ サービス品質の向上

情報通信技術(ICT)の活用、4 Kコンテンツ制作システムの導入、ハイブリッドキャストの活用、多言語での放送サービスの提供

ロ 関連サービス提供による経営の多角化

コンテンツ2次利用の促進、インターネットの活用を含む情報通信技術(ICT)の活用

ハ 他の放送事業者等との連携等強化

他の放送事業者等との技術協力等による番組の共同制作、自治体と連携した公共情報番組の制作・放送等

ニ 災害対策の強化

(1) 放送ネットワークの強靱化(予備送信設備等の整備、F M補完局・中継局の整備)

(2) 災害情報伝達手段の確保・効率化(災害情報システムの導入、自動起動ラジオシステムの導入)

ホ サービスの安全性・信頼性の向上

無音検知アプリの導入、自動番組制御装置の導入、従業員向けのマニュアルの策定や研修

ヘ 省エネ・共同調達等によるコスト削減等

設備の省エネルギー化・電気の使用量管理による電気料金の削減、他事業者との共同調達による設備等の費用の削減

ト 経営資源の組合せ

現に有する経営資源及び他の放送事業者等から取得した又は提供された経営資源を有効に組み合わせて一体的に活用

チ 社内管理システム等の効率化

業務用ソフトウェア又はクラウドサービス等の標準的なシステムの導入による効率化

リ 財務・マネジメントの強化

経営力把握に有用な財務情報の数値を把握、適切な目標を設定した経営管理

ヌ 人材の確保・育成・定着等

大学等と連携したりカレント教育等の教育・研修、職業体験の受入れやインターンシップを通じた地域人材の確保

従業員の健康増進に資する取組を含む職場環境の整備改善や適正な評価等による従業員の能力の有効活用と定着の促進

地上基幹放送分野の指針【事業者が実施すべき事項】

	現に有する経営資源を利用する場合	事業承継等により取得等した経営資源を利用する場合
常時使用する従業員数が20人以下の地上基幹放送事業者等	イ～ヘ、チ～ヌのうち1項目以上 (ただし、チ～ヌのうち1項目以上を含む) 合計 1項目以上	イ～ヌのうち1項目以上 (ただし、チ～ヌのうち1項目以上を含む) 合計 1項目以上
常時使用する従業員数が20人超の会社のうち、以下のいずれかに該当する地上基幹放送事業者等 ・使用する従業員数が300人以下	・イ、ロ、ハ、ニ(1)、ニ(2)、ホ、ヘのうち1項目以上 ・チ～ヌのうち1項目以上 合計 2項目以上	・イ、ロ、ハ、ニ(1)、ニ(2)、ホ、ヘ、トのうち1項目以上 ・チ～ヌのうち1項目以上 合計 2項目以上
上記以外の地上基幹放送事業者等	・イ、ロ、ハ、ニ(1)、ニ(2)、ホ、ヘのうち1項目以上 ・チ～ヌのうち1項目以上 合計 3項目以上	・イ、ロ、ハ、ニ(1)、ニ(2)、ホ、ヘ、トのうち1項目以上 ・チ～ヌのうち1項目以上 合計 3項目以上